

<p>国家外汇管理局关于印发《跨国公司跨境资金集中运营管理规定》的通知</p> <p>汇发〔2019〕7号</p> <p>国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局；各全国性中资银行：</p> <p>为进一步促进贸易投资便利化，服务实体经济，国家外汇管理局对《跨国公司跨境资金集中运营管理规定》（汇发〔2015〕36号，以下简称36号文）进行了修订。现就有关事项通知如下：</p> <p>一、实施外债和境外放款宏观审慎管理。跨国公司可根据宏观审慎原则，集中境内成员企业外债额度和（或）境外放款额度，并在集中额度的规模内遵循商业惯例自行开展借用外债业务和（或）境外放款业务。</p> <p>二、大幅简化外债和境外放款登记。主办企业所在地国家外汇管理局分支局（以下简称所在地外汇局）向主办企业出具备案通知书时，根据经备案集中的额度为其办理一次性外债登记和（或）境外放款登记，主办企业无需分币种、分债权人（或债务人）逐笔办理外债（或境外放款）登记；银行和企业无需报送36号文规定的3张手工报表。</p> <p>三、实行资本项目外汇收入结汇支付便利化。跨国公司主办企业在办理国内资金主账户内资本项目外汇收入支付使用时，无需事前向合作银行逐笔提供真实性证明材料；合作银行应按照展业原则进行真实合规性审核。</p> <p>四、完善准入退出机制。主办企业应在取得跨国公司备案通知书后一年内开立国内资金主账户，并实际办理跨境资金集中运营相关业务，否则备案通知书自颁发满一年之</p>	<p>国家外貨管理局：《多国籍企業クロスボーダー資金集中運用管理規定》印刷・公布に関する通知</p> <p>匯発[2019]7号</p> <p>国家外貨管理局各省・自治区・直辖市分局・外貨管理部、深圳・大連・青島・厦門・寧波市分局；各全国性中資銀行：</p> <p>貿易・投資利便化をさらに促進し、实体经济に奉仕するため、国家外貨管理局は、《多国籍企業の外貨資金集中運用に係る管理規定》（匯発[2015]36号、以下「36号文書」）を改訂した。ここに関連事項について以下の通り通知する：</p> <p>一、外債および対外貸付のマクロプルーデンス管理を実施する。多国籍企業は、マクロプルーデンス原則に基づき、国内メンバー企業の外債限度額および（あるいは）対外貸付の限度額を集中させ、集中限度額の規模内で商業慣例を遵守して自ら外債借入業務および（あるいは）対外貸付業務を行うことができる。</p> <p>二、外債および対外貸付登記を大幅に簡素化する。主幹企業の所在地の国家外貨管理局分支局（以下「所在地の外管局」）は、主幹企業に備案通知書を発行する際、備案済の集中限度額を当該企業のために一回限りの外債登記および対外貸付登記を行い、主幹企業は、通貨の種類別・債権者（債務者）別に一件毎に外債（あるいは対外貸付）登記を行う必要はない；銀行および企業は、36号文書の規定する3枚の手書報告表を送信・報告する必要はない。</p> <p>三、資本項目外貨収入の人民元転支払利便化を実行する。多国籍企業の主幹企業は、国内資金主口座内の資本項目外貨収入にて支払・使用する際、事前に協力銀行に一件毎に真実性証明書類を提供する必要はない；協力銀行は、業務実施原則に基づき真実・コンプライアンス性審査を行わなければならない。</p> <p>四、参入・退出メカニズムを完備する。主幹企業は、多国籍企業の備案通知書の取得後1年以内に国内資金主口座を開設し、クロスボーダー資金集中運用関連業務を実際</p>
---	---

<p>日起失效。跨国公司可在经外汇局备案后，停止办理跨国公司跨境资金集中运营业务。</p> <p>五、调整优化账户功能。跨国公司以主办企业国内资金主账户为主办理跨境资金集中运营各项业务；确有需要的，可以选择一家境外成员企业开立NRA账户集中运营管理境外成员企业资金。国内资金主账户币种不设限制，为多币种（含人民币）账户，开户数量不予限制。</p> <p>本通知下发前开立的代码为“3600”的国际资金主账户内的资金，应于本通知下发后六个月内，按照资金性质将账户内资金划转至国内资金主账户或者按照本通知规定开立的NRA账户，并将划转情况报所在地外汇局备案。</p> <p>六、加强事中事后监管。所在地外汇局应定期或不定期进行风险评估，强化非现场监测与现场核查检查，做好银行、企业风险提示和指导工作。</p> <p>现将修订后的《跨国公司跨境资金集中运营管理规定》印发，国家外汇管理局各分局、外汇管理部接到本通知后，应及时转发辖内中心支局、支局、城市商业银行、农村商业银行、外资银行、农村合作银行；各全国性中资银行接到本通知后，应及时转发所辖分支机构。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局反馈。</p> <p>联系电话： 010-68402250、68402448、68402450</p> <p>附件：跨国公司跨境资金集中运营管理规定</p> <p style="text-align: right;">国家外汇管理局 2019年3月15日</p>	<p>に行わなければならない、行わなかった場合、備案通知書の発行から満1年の日より失効する。多国籍企業は、外管局への備案後、多国籍企業クロスボーダー資金集中運用業務の実施を停止することができる。</p> <p>五、口座機能を調整・最適化する。多国籍企業は、主幹企業の国内資金主口座を主とするクロスボーダー資金集中運用の各業務を行うことができる；確かに必要な場合、国外メンバー企業1社を選択してNRA口座を開設し国外メンバー企業の資金を集中運用管理することができる。国内資金主口座の通貨の種類は制限を設けず、マルチカレンシー（人民元を含む）口座の場合、口座開設数は制限しない。</p> <p>本通知の公布前に開設したコードが「3600」の国際資金主口座内の資金は、本通知公布後6ヶ月内に、資金の性質に基づき口座内の資金を国内資金主口座あるいは本通知の規定に基づき開設したNRA口座に振り替え、併せて振替状況を所在地の外管局に備案して報告しなければならない。</p> <p>六、期中・事後監督管理を強化する。所在地の外管局は、定期あるいは不定期にリスク評価を行い、オフサイトモニタリングおよび現場検証・検査を強化し、銀行・企業に対するリスク注意喚起および指導業務を適切に行わなければならない。</p> <p>ここに改訂後の《多国籍企業クロスボーダー資金集中運用管理規定》を印刷・公布するため、国家外貨管理局各分局・外貨管理部は、本通知の受領後、遅滞なく管轄内の中心支局・支局・都市商業銀行・農村商業銀行・外資銀行・農村合作銀行に転送しなければならない；各全国性中資銀行は、本通知の受領後、遅滞なく所轄の分支機構に転送しなければならない。執行中に問題に遭遇した場合、速やかに国家外貨管理局にフィードバックされたい。</p> <p>連絡先： 010-68402250、68402448、68402450</p> <p>付属文書：多国籍企業クロスボーダー資金集中運用管理規定</p> <p style="text-align: right;">国家外貨管理局 2019年3月15日</p>
--	---

<p>附件 <b>跨国公司跨境资金集中运营管理规定</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第一章 总则</b></p> <p>第一条 为促进贸易投资便利化，服务实体经济，便利跨国公司跨境资金集中运营，制定本规定。</p> <p>第二条 本规定所称跨国公司是以资本联结为纽带，由母公司、子公司及其他成员企业或机构共同组成的联合体。</p> <p>主办企业，是指取得跨国公司授权履行主体业务备案、实施、数据报送、情况反馈等职责的具有独立法人资格的一家境内公司。主办企业为财务公司的，其从事跨境资金交易应遵守行业管理部门的规定。</p> <p>成员企业，是指跨国公司内部相互直接或间接持股的、具有独立法人资格的各家公司，分为境内成员企业和境外成员企业。与主办企业无直接或间接持股关系，但属同一母公司控股的兄弟公司可认定为成员企业。</p> <p>金融机构（财务公司作为主办企业的除外）、地方政府融资平台和房地产企业不得作为主办企业或成员企业参与跨国公司跨境资金集中运营。</p> <p>第三条 本规定所称跨境资金集中运营业务，是指集中运营管理境内外资金，办理外债和境外放款额度集中管理、经常项目资金集中收付和轧差净额结算等业务。</p> <p>第四条 跨国公司可以选择符合条件的境内银行（主办企业所在地省级区域内，下同）作为办理跨境资金集中运营业务的合作银行（以下简称合作银行）。</p> <p style="text-align: center;"><b>第二章 业务备案及变更</b></p> <p>第五条 满足以下条件的跨国公司，可根据经营需要选择一家境内企业作为主办企业</p>	<p>付属文書 <b>多国籍企業クロスボーダー資金集中運用管理規定</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第一章 総則</b></p> <p>第一条 貿易・投資利便化を促進し、実体経済に奉仕し、多国籍企業のクロスボーダー資金集中運用を利便化するため、本規定を制定する。</p> <p>第二条 本規定でいう多国籍企業とは、資本の連結を紐帯とし、親会社・子会社およびその他のメンバー企業あるいは機構が共同で組成する企業連合体である。</p> <p>主幹企業とは、多国籍企業が主体業務の備案・実施・データ送信・報告・状況のフィードバックなどの職責の履行を授権する独立法人資格を有する国内会社1社を指す。主幹企業が財務公司の場合、そのクロスボーダー資金取引への従事は、業種管理部門の規定を遵守しなければならない。</p> <p>メンバー企業とは、多国籍企業内部で相互に直接あるいは間接的に持分を保有・独立法人資格を有する各会社を指し、国内メンバー企業および国外メンバー企業に分類される。主幹企業と直接あるいは間接的な持分関係はないが、同一の母社に持分支配される兄弟会社は、メンバー企業として認定することができる。</p> <p>金融機関（財務公司が主幹企業となる場合を除く）・地方政府融資プラットフォームおよび不動産企業は、主幹企業あるいはメンバー企業となり多国籍企業クロスボーダー資金集中運用に参加してはならない。</p> <p>第三条 本規定でいうクロスボーダー資金集中運用業務とは、国内外の資金を集中運用管理し、外債および対外貸付限度額の集中管理・經常項目資金集中受払およびネットティングなどの業務を行うことを指す。</p> <p>第四条 多国籍企業は、条件に合致する国内銀行（主幹企業の所在地の省級区域内、以下同様）を選択し、クロスボーダー資金集中運用業務を取り扱う協力銀行（以下「協力銀行」）とすることができる。</p> <p style="text-align: center;"><b>第二章 業務備案および変更</b></p> <p>第五条 以下の条件を満たす多国籍企業は、経営ニーズに基づき国内企業1社を主</p>
---	---

集中运营管理境内外成员企业资金，开展集中外债额度、集中境外放款额度、经常项目资金集中收付和轧差净额结算中的一项或多项业务：

- (一) 具备真实业务需求；
- (二) 具有完善的跨境资金管理架构、内控制度；
- (三) 建立相应的内部管理电子系统；
- (四) 上年度本外币国际收支规模超过1亿美元（参加跨境资金集中运营业务的境内成员企业合并计算）；
- (五) 近三年无重大外汇违法违规行爲（成立不满三年的企业，自成立之日起无重大外汇违法违规行爲）；
- (六) 主办企业和境内成员企业如为贸易外汇收支名录内企业，货物贸易分类结果应为A类；
- (七) 国家外汇管理局规定的其他审慎监管条件。

第六条 为跨国公司办理跨境资金集中运营业务的合作银行应满足以下条件：

- (一) 具备国际结算能力且具有结售汇业务资格；
- (二) 近三年执行外汇管理规定年度考核B（含）类以上；合作银行考核等次下降，不符合上述条件的，仅能办理原有相应业务，不可再办理新业务；
- (三) 国家外汇管理局规定的其他审慎监管条件。

第七条 跨国公司开展跨境资金集中运营业务，应通过主办企业所在地国家外汇管理局分支局（以下简称所在地外汇局）向所属外汇分局、管理部（以下简称分局）备案，提交以下材料：

- (一) 基本材料
  1. 备案申请书（包括跨国公司及主办企业基本情况、拟开展的业务种类、成员企业名单、主办企业及成员企业股权结构情况、

幹企業として国内外メンバー企業の資金を集中運用管理し、外債限度額の集中・対外貸付限度額の集中・經常項目資金集中受払およびネットィングのいずれかあるいは複数の業務を行うことができる：

- (一) 真実の業務ニーズを有していること；
- (二) 完備されたクロスボーダー資金管理の枠組み・内部統制制度を有していること；
- (三) 相応の内部管理電子システムを構築していること；
- (四) 前年度の人民元・外貨の国際受払規模が1億米ドルを超えていること（クロスボーダー資金集中運用業務に参加している国内メンバー企業を合算）；
- (五) 直近3年間に重大な外貨に係る法律・規定違反行爲がないこと（設立から3年に満たない企業は、設立日以降に重大な外貨に係る法律・規定違反行爲がないこと）；
- (六) 主幹企業および国内メンバー企業が貿易外貨受払企業リスト内の企業である場合、貨物貿易分類結果がA類であること；
- (七) 国家外貨管理局が規定するその他のプルーデンス監督管理条件。

第六条 多国籍企業のためにクロスボーダー資金集中運用業務を取り扱う協力銀行は、以下の条件を満たさなければならない：

- (一) 国際決済能力を有し、かつ両替業務資格を有していること；
- (二) 直近3年間に執行された外貨管理規定年度考査がB類（B類を含む）以上であること；協力銀行の考査等級の降格により、上述の条件に合致しなくなった場合、元の相応する業務のみを取り扱うことができ、新たな業務を取り扱うことはできない；
- (三) 国家外貨管理局が規定するその他のプルーデンス監督管理条件。

第七条 多国籍企業がクロスボーダー資金集中運用業務を行う場合、主幹企業の所在地の国家外貨管理局分支局（以下、「所在地の外管局」）を通じて所属する外管局分局・管理部（以下「分局」）に備案し、以下の書類を提出しなければならない：

- (一) 基本書類
  1. 備案申請書（多国籍企業および主幹企業の基本状況・実施予定の業務の種類・メンバー企業リスト・主幹企業およびメンバ

<p>拟选择的合作银行情况等)；</p> <p>2. 跨国公司对主办企业开展跨境资金集中运营业务的授权书；</p> <p>3. 主办企业与合作银行共同签署的《跨国公司跨境资金集中运营业务办理确认书》(见附1)；</p> <p>4. 主办企业及境内成员企业营业执照复印件和货物贸易分类结果证明材料；</p> <p>5. 境外成员企业注册文件(非中文的同时提供中文翻译件)；</p> <p>6. 金融业务许可证及经营范围批准文件(仅主办企业为财务公司的需提供)。</p> <p>以上第2项材料应加盖跨国公司公章，其余材料均应加盖主办企业公章。</p> <p>(二) 专项材料</p> <p>1. 外债额度集中管理。主办企业申请办理集中境内成员企业外债额度备案时，应在备案申请书中列表说明参加外债额度集中的境内成员企业名称、统一社会信用代码、注册地、每家境内成员企业上年末经审计的所有者权益状况、拟集中的外债额度，并提供贡献外债额度成员企业上年度资产负债表复印件(加盖主办企业公章)。</p> <p>2. 境外放款额度集中管理。主办企业申请办理集中境内成员企业境外放款额度备案时，应在备案申请书中列表说明参加境外放款额度集中的境内成员企业名称、统一社会信用代码、注册地、每家境内成员企业上年末经审计的所有者权益状况、拟集中的境外放款额度，并提供贡献境外放款额度成员企业上年度资产负债表复印件(加盖主办企业公章)。</p> <p>3. 经常项目资金集中收付和轧差净额结算。主办企业申请办理经常项目资金集中收付和轧差净额结算备案时，应在备案申请书中列表说明参与经常项目资金集中收付和轧差净额结算的境内成员企业名称、统一社会信用代码、注册地(加盖主办企业公章)。</p>	<p>一企業の持分構成状況・選択予定の協力銀行の状況などを含む)；</p> <p>2. 多国籍企業の主幹企業によるクロスボーダー資金集中運用業務の実施に対する授權書；</p> <p>3. 主幹企業が協力銀行と共同で署名した《多国籍企業のクロスボーダー資金集中運用管理業務取扱確認書》(付属文書 1 参照)；</p> <p>4. 主幹企業および国内メンバー企業の営業許可証写しおよび貨物貿易分類結果の証明書類；</p> <p>5. 国外メンバー企業の登記文書(中国語でない場合、中国語の翻訳も同時に提出)；</p> <p>6. 金融業務許可証および経営範囲の批准文書(主幹企業が財務公司の場合のみ提出が必要)。</p> <p>上記第 2 項目の書類は、多国籍企業の公印を押捺しなければならず、その他の書類はすべて主幹企業の公印を押捺しなければならない。</p> <p>(二) 専用書類</p> <p>1. 外債限度額の集中管理。主幹企業は、国内メンバー企業の外債限度額の集中について備案を申請する際、備案申請書に外債限度額の集中に参加する国内メンバー企業の名称・統一社会信用コード・登記地・各国内メンバー企業の前年度末の監査済の純資産状況・集中を予定している外債限度額を列挙して説明し、併せて外債限度額に貢献するメンバー企業の前年度の貸借対照表写しを提出しなければならない(主幹企業の公印を押捺)。</p> <p>2. 対外貸付限度額の集中管理。主幹企業は、国内メンバー企業の対外貸付限度額の集中について備案を申請する際、備案申請書に対外貸付限度額の集中に参加する国内メンバー企業の名称・統一社会信用コード・登記地・各国内メンバー企業の前年度末の監査済の純資産状況・集中を予定している対外貸付限度額を列挙して説明し、併せて対外貸付限度額に貢献するメンバー企業の前年度の貸借対照表写しを提出しなければならない(主幹企業の公印を押捺)。</p> <p>3. 經常項目資金集中受払およびネットィング。主幹企業は、国内メンバー企業の經常項目資金集中受払およびネットィングについて備案を申請する際、備案申請書に經常項目資金集中受払およびネットィングに参加する国内メンバー企業の名称・統一社会信用コード・登記地を列挙して説明しな</p>
---	---

<p>(三) 如前述基本材料和专项材料有不清楚或不准确的地方, 所在地外汇局可要求提供其他材料。</p> <p>第八条 分局应在收到完整的跨国公司跨境资金集中运营业务备案申请材料之日起二十个工作日内完成备案手续, 并通过主办企业所在地外汇局出具备案通知书(见附2)。</p> <p>第九条 主办企业为财务公司的, 应当遵守行业主管部门规定, 并将跨国公司跨境资金集中运营业务和其他业务(包括自身资产负债业务)分账管理。</p> <p>第十条 跨国公司跨境资金集中运营业务办理期间, 合作银行、主办企业、成员企业、业务种类等发生变更的, 主办企业应提前一个月通过所在地外汇局向分局变更备案。分局应在收到完整的变更申请材料之日起二十个工作日内完成备案手续, 并通过主办企业所在地外汇局出具备案通知书。</p> <p>(一) 合作银行变更的, 应提交以下材料:</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 变更合作银行申请(包括拟选择的合作银行, 原账户余额的处理方式等);</li> <li>2. 加盖银行业务公章的原账户余额对账单;</li> <li>3. 主办企业与变更后合作银行签署的《跨国公司跨境资金集中运营业务办理确认书》;</li> <li>4. 原备案通知书复印件。</li> </ol> <p>(二) 主办企业变更、成员企业新增或退出、外债和境外放款额度变更、业务种类变更的, 除参照第七条提交材料外, 还应提交原备案通知书复印件。</p> <p>第十一条 主办企业、成员企业发生名称变更、分立、合并的, 主办企业应在事项发生之日起一个月内报所在地外汇局, 同时提交原备案通知书复印件、变更所涉企业的相</p>	<p>ければならない(主幹企業の公印を押捺)。</p> <p>(三) 前述の基本書類および専用書類に不明瞭あるいは不正確な箇所がある場合、所在地の外管局は、その他の書類を提供するように要求することができる。</p> <p>第八条 分局は、完全な多国籍企業クロスボーダー資金集中運用業務の備案申請書類の受領日から20営業日以内に備案手続を完了させ、併せて主幹企業の所在地の外管局を通じて備案通知書(付属文書2参照)を発行しなければならない。</p> <p>第九条 主幹企業が財務公司の場合、業種主管部門の規定を遵守し、併せて多国籍企業クロスボーダー資金集中運用業務およびその他の業務(自らの資産負債業務を含む)は口座を分けて管理しなければならない。</p> <p>第十条 多国籍企業クロスボーダー資金集中運用業務の取扱期間中、協力銀行・主幹企業・メンバー企業・業務種類などに変更が発生する場合、主幹企業は、1ヶ月前までに所在地の外管局を通じて分局に変更備案を行わなければならない。分局は、完全な変更申請書類の受領日から20営業日以内に備案手続を完了させ、併せて主幹企業の所在地の外管局を通じて備案通知書を発行しなければならない。</p> <p>(一) 協力銀行の変更の場合、以下の書類を提出しなければならない:</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 協力銀行変更申請(選択予定の協力銀行、元の口座残高の処理方法などを含む);</li> <li>2. 銀行の業務公章印を押捺した元の口座残高ステートメント;</li> <li>3. 主幹企業および変更後の協力銀行が署名した《多国籍企業のクロスボーダー資金集中運用管理業務取扱確認書》;</li> <li>4. 元の備案通知書写し。</li> </ol> <p>(二) 主幹企業の変更・メンバー企業の新規追加あるいは退出・外債および対外貸付限度額の変更・業務種類の変更の場合、第七条の提出書類のほか、さらに元の備案通知書写しも提出しなければならない。</p> <p>第十一条 主幹企業・メンバー企業に名称の変更・分割・合併が発生する場合、主幹企業は、当該事項の発生日から1ヶ月以内に所在地の外管局に報告すると同時に、</p>
---	---

关情况说明、涉及变更事项的证明材料（如变更后的营业执照等）。

第十二条 主办企业应在取得跨国公司备案通知书后一年内开立国内资金主账户并实际办理跨境资金集中运营相关业务，否则备案通知书自颁发满一年之日起失效。合作银行应及时关闭主办企业据此开立的国内资金主账户；主办企业所在地外汇局也应在相关信息系统中及时维护额度等有关信息。

第十三条 跨国公司需要停止办理跨境资金集中运营业务的，主办企业处理完毕相关债权债务、关闭国内资金主账户后，应通过所在地外汇局向分局备案，提交备案申请，包括跨国公司跨境资金集中运营的外债额度及境外放款额度集中、跨境收支及结售汇、国内资金主账户的关闭等相关情况。

分局应在收到完整的跨国公司跨境资金集中运营备案申请材料之日起二十个工作日内完成备案手续，并通过主办企业所在地外汇局收回原备案通知书原件。

### 第三章 外债额度集中管理

第十四条 跨国公司可根据宏观审慎原则，集中境内成员企业外债额度，并在所集中的额度内遵循商业惯例自行开展外债业务。

第十五条 跨国公司主办企业可以按照以下公式集中境内成员企业全部外债额度。

跨国公司外债集中额度 ≤ Σ 主办企业及参与集中的境内成员企业上年末经审计的所有者权益 \* 跨境融资杠杆率 \* 宏观审慎调节参数。

元の備案通知書写し・変更に関わる企業の関連状況説明・変更事項に関わる証明書類（変更後の営業許可証など）を提出しなければならない。

第十二条 主幹企業は、多国籍企業の備案通知書の取得後 1 年以内に国内資金主口座を開設し、併せてクロスボーダー資金集中運用関連業務を実際に行わなければならない、行わなかった場合、備案通知書の発行から満 1 年の日より失効する。協力銀行は、速やかに主幹企業が当該備案通知書に基づき開設した国内資金主口座を閉鎖しなければならない；主幹企業の所在地の外管局も、関連情報システムにおいて適時、限度額などの関連情報をメンテナンスしなければならない。

第十三条 多国籍企業がクロスボーダー資金集中運用業務の実施を停止する必要がある場合、主幹企業は、関連債権/債務の処理完了・国内資金主口座の閉鎖後、所在地の外管局を通じて分局に備案し、多国籍企業クロスボーダー資金集中運用の外債限度額および対外貸付限度額の集中・クロスボーダー受払および人民元転/外貨転・国内資金主口座の閉鎖などの関連状況を含む備案申請を提出しなければならない。

分局は、完全な多国籍企業のクロスボーダー資金集中運用備案申請書類の受領日から 20 営業日以内に備案手続を完了させ、併せて主幹企業の所在地の外管局を通じて元の備案通知書原本を回収しなければならない。

### 第三章 外債限度額の集中管理

第十四条 多国籍企業は、マクロプルーデンス原則に基づき、国内メンバー企業の外債限度額を集中させ、併せて集中した限度額内で商業慣例を遵守して自ら外債業務を行うことができる。

第十五条 多国籍企業の主幹企業は、以下の公式に基づき国内メンバー企業のすべての外債限度額を集中させることができる。

多国籍企業外債集中限度額 ≤ Σ 主幹企業および集中に参加する国内メンバー企業の前年度末の監査済の純資産 × クロスボーダー融資レバレッジ率 × マクロプルーデンス

初始时期，跨境融资杠杆率为2，宏观审慎调节参数为1。国家外汇管理局可根据整体对外负债情况、期限结构、币种结构等对跨境融资杠杆率和宏观审慎调节参数进行调节。

第十六条 参与跨国公司跨境资金集中运营业务并被集中外债额度的成员企业，自主办企业递交申请之日起，原则上不得自行举借外债。在主办企业递交申请之前，成员企业已经自行举借外债的，在其自行举借的外债全部清偿之前，原则上不得作为成员企业参与外债额度集中。

第十七条 主办企业可以自身为实际借款人集中借入外债，也可以成员企业为实际借款人代理其借入外债。但外债的借入和偿还应通过主办企业的国内资金主账户进行。

第十八条 主办企业所在地外汇局在为其出具备案通知书时，应在国家外汇管理局相关信息系统中按照经备案的外债集中额度为主办企业办理一次性外债登记。主办企业通过国内资金主账户融入和偿还外债资金时，应按照现行规定办理国际收支申报，无需再到所在地外汇局逐笔办理外债签约登记。

#### 第四章 境外放款额度集中管理

第十九条 跨国公司可根据宏观审慎原则，集中境内成员企业的境外放款额度，并在所集中的额度内遵循商业惯例自行开展境外放款业务。

第二十条 跨国公司主办企业可以按照以下公式集中境内成员企业全部境外放款额度。

調節係数。

初期段階においては、クロスボーダー融資レバレッジ率は2、マクロプルーデンス調節係数は1とする。国家外貨管理局は、全体の対外負債状況・期限構成・通貨種類構造などに基づき、クロスボーダー融資レバレッジ率およびマクロプルーデンス調節係数を調整することができる。

第十六条 多国籍企業クロスボーダー資金集中運用業務に参加かつ外債限度額の集中の対象となるメンバー企業は、主幹企業による申請の提出日以降、原則、自ら外債を借り入れることはできない。主幹企業による申請の提出日前に、メンバー企業がすでに自ら外債を借り入れている場合、その自ら借り入れた外債をすべて弁済するまでは、原則、メンバー企業として外債限度額の集中に参加することはできない。

第十七条 主幹企業は自らを実質借入人として外債を集中借入することができ、メンバー企業を実質借入人としてその外債借入を代理することもできる。ただし、外債の借入および弁済は、主幹企業の国内資金主口座を通じて行わなければならない。

第十八条 主幹企業の所在地の外管局は、当該主幹企業に備案通知書を発行する際、国家外管理局の関連情報システム上で備案済の外債集中限度額に基づき主幹企業のために一回限りの外債登記を行わなければならない。主幹企業が国内資金主口座を通じて外債資金を入金および弁済する際には、現行の規定に基づき国際収支申告を行わなければならない。再度所在地の外管局において一件毎に外債契約締結登記を行う必要はない。

#### 第四章 対外貸付限度額の集中管理

第十九条 多国籍企業は、マクロプルーデンス原則に基づき、国内メンバー企業の対外貸付限度額を集中させ、併せて集中した限度額内で商業慣例を遵守して自らクロスボーダー対外貸付業務を行うことができる。

第二十条 多国籍企業は、以下の公式に基づき国内メンバー企業のすべての対外貸付限度額を集中させることができる。

<p>跨国公司境外放款集中度<math>\leq</math>主办企业及参与集中的境内成员企业上年末经审计的所有者权益*境外放款杠杆率*宏观审慎调节参数。</p> <p>初始时期，境外放款杠杆率为0.3，宏观审慎调节参数为1。国家外汇管理局可根据整体境外放款情况、期限结构、币种结构等对境外放款杠杆率和宏观审慎调节参数进行调节。</p> <p>第二十一条 参与跨国公司跨境资金集中运营业务并被集中境外放款额度的成员企业，自主办企业递交申请之日起，原则上不得自行开展境外放款业务。在主办企业递交申请之前，成员企业已经自行开展境外放款业务的，在其境外放款全部收回之前，原则上不得作为成员企业参与境外放款额度集中。</p> <p>第二十二条 主办企业可以自身为实际放款人进行境外放款，也可以成员企业为实际放款人代理其进行境外放款。境外放款资金的融出和收回应通过主办企业的国内资金主账户进行。</p> <p>第二十三条 主办企业所在地外汇局在为其出具备案通知书时，应在国家外汇管理局相关信息系统中按照经备案的境外放款集中度为主办企业办理一次性境外放款额度登记。主办企业通过国内资金主账户融出和收回境外放款资金时，应按照现行规定办理国际收支申报，无需再到所在地外汇局逐笔办理境外放款额度登记。</p> <p><b>第五章 经常项目资金集中收付和轧差净额结算业务管理</b></p> <p>第二十四条 跨国公司可根据经营需要，通过主办企业办理经常项目资金集中收付或轧差净额结算业务。</p>	<p>多国籍企業対外貸付集中度額<math>\leq</math>主幹企業および集中に参加する国内メンバー企業の前年度末の監査済の純資産<math>\times</math>対外貸付レバレッジ率<math>\times</math>マクロプルーデンス調節係数。</p> <p>初期段階においては、対外貸付レバレッジ率は0.3、マクロプルーデンス調節係数は1とする。国家外貨管理局は、全体の対外貸付状況・期限構成・通貨種類構造などに基づき、対外貸付レバレッジ率およびマクロプルーデンス調節係数を調整することができる。</p> <p>第二十一条 多国籍企業クロスボーダー資金集中運用業務に参加かつ対外貸付限度額の集中の対象となるメンバー企業は、主幹企業による申請の提出日以降、原則、自ら対外貸付業務を行うことはできない。主幹企業による申請の提出日前に、メンバー企業がすでに自ら対外貸付業務を行っている場合、その対外貸付をすべて回収するまでは、原則、メンバー企業として対外貸付限度額の集中に参加することはできない。</p> <p>第二十二条 主幹企業は自らを実質貸付人として対外貸付を行うことができ、メンバー企業を実質貸付人としてその対外貸付の実行を代理することもできる。対外貸付資金の出金および回収は、主幹企業の国内資金主口座を通じて行わなければならない。</p> <p>第二十三条 主幹企業の所在地の外管局は、当該主幹企業に備案通知書を発行する際、国家外管理局の関連情報システム上で備案済の対外貸付集中度額に基づき主幹企業のために一回限りの対外貸付限度額登記を行わなければならない。主幹企業が国内資金主口座を通じて対外貸付資金を出金および回収する際には、現行の規定に基づき国際収支申告を行わなければならない。再度所在地の外管局において一件毎に対外貸付限度額登記を行う必要はない。</p> <p><b>第五章 經常項目資金集中受払およびネットティングの業務管理</b></p> <p>第二十四条 多国籍企業は、経営ニーズに基づき、主幹企業を通じて經常項目資金集中受払あるいはネットティング業務を行うことができる。</p>
---	--

经常项目资金集中收付是指主办企业通过国内资金主账户集中代理境内成员企业办理经常项目收支。

经常项目轧差净额结算是指主办企业通过国内资金主账户集中核算其境内外成员企业经常项目项下应收应付资金，合并一定时期内收付交易为单笔交易的操作方式。原则上每个自然月轧差净额结算不少于1次。

境内成员企业按照《货物贸易外汇管理指引》及其实施细则规定，需凭《货物贸易外汇业务登记表》办理的业务以及主办企业、境内成员企业的离岸转手买卖业务，不得参加经常项目资金集中收付和轧差净额结算，应按现行规定办理。

第二十五条 主办企业申请办理经常项目资金集中收付或轧差净额结算的，所在地外汇局在为其出具备案通知书时，应按规定办理货物贸易外汇业务登记手续。

第二十六条 办理经常项目资金集中收付或轧差净额结算应按以下要求进行涉外收付款申报：

主办企业应对两类数据进行涉外收付款申报。一类是资金集中收付或轧差净额结算时主办企业的实际对外收付款数据（以下简称实际收付款数据）；另一类是逐笔还原资金集中收付或轧差净额结算前各成员企业的原始收付款数据（以下简称还原数据）。

实际收付款数据不为零时，主办企业应通过办理实际对外收付款交易的境内银行进行申报，境内银行应将实际收付款信息交易编码标记为“999999”。实际收付款数据为零时（轧差净额结算为零），主办企业应虚拟一笔结算为零的申报数据，填写《境外汇款申请书》，收付款人名称均为主办企业，交易编码标记为“999998”，国别为“中国”，其他必输项可视情况填报或填写“N/A”（大写英文字母）。境内银行应在其实际对外收付款之日（轧差净额结算为零时

经常项目资金集中受払とは、主幹企業が国内資金主口座を通じて国内メンバー企業を代理し集中して經常項目受払を行うことを指す。

經常項目ネットィングとは、主幹企業が国内資金主口座を通じてその国内外メンバー企業の經常項目の未収・未払金を集中計算し、一定期間内の受払取引を合算して1件の取引とするオペレーション方式を指す。原則、毎月のネットィングは1回を下回ってはならない。

国内メンバー企業の《貨物貿易外貨管理ガイド》およびその実施細則の規定に基づき、《貨物貿易外貨業務登記表》により行う必要がある業務および主幹企業・国内メンバー企業のオフショア転売に係る売買業務については、經常項目資金集中受払およびネットィングに加えてはならず、現行の規定に基づき行わなければならない。

第二十五条 主幹企業が經常項目資金集中受払およびネットィングを申請する場合、所在地の外管局は当該主幹企業に備案通知書を発行する際には、規定に基づき貨物貿易の外貨業務登記手続を行わなければならない。

第二十六条 經常項目資金集中受払およびネットィングを行う場合は、以下の要求に基づき対外受払申告を行わなければならない：

主幹企業は2種類のデータに対応し対外受払申告を行わなければならない。1種類は、資金集中受払あるいはネットィング時の主幹企業の実際の対外受払データ（以下「実際の受払データ」）；もう1種類は、1件毎に復元した資金集中受払あるいはネットィング前の各メンバー企業の原始受払データである（以下「復元データ」）。

実際の受払データがゼロでない場合、主幹企業は実際の対外受払取引を取り扱った国内銀行を通じて申告しなければならず、国内銀行は実際の受払情報の取引コードを「999999」と表記しなければならない。実際の受払データがゼロ（ネットィングがゼロ）の場合、主幹企業は仮想の1件の決済をゼロとしてデータを申告し、《国外送金申請書》に記入し、受払人名称はいずれも主幹企業とし、取引コードは「999998」、国別は「中国」と表記しなければならない。その他入力必須項目については状況を見て

为轧差结算日或会计结算日) (T) 后的第1个工作日 (T+1) 中午12:00前, 完成实际数据的报送工作。

对还原数据的申报, 主办企业应按照实际收付款的日期 (轧差净额结算为零时为轧差结算日或会计结算日) 确认还原数据申报时点 (T), 并根据全收全支原则, 以境内成员企业名义, 向实际办理或记账处理对外收付款业务的银行提供还原数据的基础信息和申报信息, 使其至少包括涉外收付款统计申报的所需信息。境内银行应在实际对外收付款之日 (T) 后的第1个工作日 (T+1) 中午12:00前, 完成还原数据基础信息的报送工作; 第5个工作日 (T+5) 前, 完成还原数据申报信息的报送工作。申报单号码由发生实际收付款的银行编制, 交易编码按照实际交易性质填报。境内银行应将还原数据的“银行业务编号”填写为所对应的实际收付款数据的申报号码, 以便建立集中收付数据与还原数据间的对应关系。境内银行应为主办企业提供申报渠道等基础条件, 并负责将还原数据的基础信息和申报信息传送到外汇局。

## 第六章 账户管理

第二十七条 跨国公司的主办企业可持备案通知书, 在经备案的合作银行直接开立国内资金主账户, 办理跨境资金集中运营相关业务。

跨国公司可以根据经营需要, 选择一家境外成员企业, 在经备案的合作银行开立NRA账户, 集中运营管理境外成员企业资金。

第二十八条 国内资金主账户可以是多币种 (含人民币) 账户, 开户数量不予限制, 但应符合审慎监管要求; 国内资金主账户允

記入、あるいは「N/A」(アルファベット大文字) を記入しなければならない。国内銀行は、その実際の対外受払日 (ネットィングがゼロの際はネットィング日あるいは会計決算日) (T) 後1営業日 (T+1) の正午12:00前に、実際のデータの送信・報告業務を完了させなければならない。

復元データの申告については、主幹企業が実際の対外受払日 (ネットィングがゼロの際にはネットィング日あるいは会計決算日) に復元データの申告時点 (T) を確認し、併せて全額受取・全額支払の原則に基づき、国内メンバー企業の名義で、実際に対外受払業務を取り扱った、あるいは記帳処理を行った銀行に復元データの基礎情報および申告情報を提供しなければならない。これには少なくとも対外資金受払統計申告の必要情報を含めなければならない。国内銀行は、実際の対外受払日 (T) 後1営業日 (T+1) の正午12:00前に、復元データの基礎情報の送信・報告業務を完了させなければならない; 第5営業日 (T+5) 前に、復元データの申告情報の送信・報告業務を完了させなければならない。申告表番号は実際の受払が発生した銀行が採番し、取引コードは実際の取引性質に基づき記入する。国内銀行は、復元データの「銀行業務番号」を対応する実際の受払データの申告番号として記入し、集中受払データと復元データの対応関係を構築できるようにしなければならない。国内銀行は、主幹企業に申告チャネルなどの基礎条件を提供し、併せて復元データの基礎情報および申告情報を外管局に転送する責任を負わなければならない。

## 第六章 口座管理

第二十七条 多国籍企業の主幹企業は、備案通知書を持参して、備案済の協力銀行において直接国内資金主口座を開設し、クロスボーダー資金集中運用関連業務を行うことができる。

多国籍企業は、経営ニーズに基づき、国外メンバー企業1社を選択し、備案済の協力銀行において NRA 口座を開設し、国外メンバー企業の資金を集中運営管理することができる。

第二十八条 国内資金主口座は、マルチカレンシー (人民元を含む) 口座とすることができ、口座数は制限しないが、マクロ

<p>许日间及隔夜透支；透支资金只能用于对外支付，收到资金后应优先偿还透支款。</p> <p>第二十九条 国内资金主账户收支范围如下：</p> <p>（一）收入范围</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 境内成员企业从境外直接获得的经常项目收入；</li> <li>2. 境内成员企业经常项目账户、资本金账户、资产变现账户、境内再投资专用账户划入；</li> <li>3. 集中额度内从境外融入的外债和收回的境外放款本息；</li> <li>4. 购汇存入（经常项目项下对外支付购汇所得资金、购汇境外放款或偿还外债资金）；</li> <li>5. 存款本息；</li> <li>6. 同一主办企业其它国内资金主账户资金划转收入；</li> <li>7. 外汇局核准的其他收入。</li> </ol> <p>除另有规定外，跨国公司境内成员企业向境内存款性金融机构借入的外汇贷款不得进入国内资金主账户（用于偿还外债、境外放款等除外）。</p> <p>（二）支出范围</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 境内成员企业向境外的经常项目支出；</li> <li>2. 向境内成员企业经常项目账户、资本金账户、资产变现账户、再投资专用账户划出；</li> <li>3. 集中额度内向境外融出的境外放款和偿还的外债本息；</li> <li>4. 结汇；</li> <li>5. 存款划出；</li> <li>6. 交纳存款准备金；</li> <li>7. 同一主办企业其它国内资金主账户资金划转支出；</li> <li>8. 外汇局核准的其他支出。</li> </ol> <p>第三十条 国内资金主账户跨境资金收付应按现行规定办理国际收支申报。国内资金主账户涉及外债资金收付的，资金净融入金额（即外债余额）不得超过经备案的外债集中额度；涉及境外放款资金收付的，资金净融出金额（即境外放款余额）不得超过经</p>	<p>プルーデンス監督管理の要求に合致していなければならない；国内資金主口座は、日中およびオーバーナイトの貸越を認める；貸越資金は、対外支払にのみ使用することができ、資金の受領後、優先的に貸越金を弁済しなければならない。</p> <p>第二十九条 国内資金主口座の受払範囲は以下の通りとする：</p> <p>（一）入金範囲</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国内メンバー企業が国外から直接取得した經常項目収入；</li> <li>2. 国内メンバー企業の經常項目口座・資本金口座・資産現金化口座・国内再投資専用口座からの振替入金；</li> <li>3. 集中限度額内で国外から入金する外債および回収する対外貸付元利；</li> <li>4. 外貨転による預入（經常項目対外支払に係る外貨転代り金・外貨転による対外貸付あるいは外債弁済資金）；</li> <li>5. 預金元利；</li> <li>6. 同一主幹企業のその他の国内資金主口座の資金の振替入金；</li> <li>7. 外管局が審査認可したその他の入金。</li> </ol> <p>別の規定がある場合を除き、多国籍企業の国内メンバー企業が国内の預金性金融機関から借り入れた外貨貸付は、国内資金主口座に入金してはならない（外債弁済・対外貸付等に用いる場合を除く）。</p> <p>（二）出金範囲</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国内メンバー企業の国外に対する經常項目支払；</li> <li>2. 国内メンバー企業の經常項目口座・資本金口座・資産現金化口座・再投資専用口座への振替出金；</li> <li>3. 集中限度額内で国外に出金する対外貸付および弁済する外債元利；</li> <li>4. 人民元転；</li> <li>5. 預金の振替出金；</li> <li>6. 預金準備金の納付；</li> <li>7. 同一主幹企業のその他の国内資金主口座への資金の振替出金；</li> <li>8. 外管局が審査認可したその他の出金。</li> </ol> <p>第三十条 国内資金主口座のクロスボーダー資金受払は、現行の規定に基づき国際収支申告を行わなければならない。国内資金主口座が外債資金の受払に関わる場合、資金のネット流入額（つまり外債残高）は、備案済の外債集中限度額を超過してはなら</p>
---	--

<p>备案的境外放款集中度。</p> <p>第三十一条 国内资金主账户与境外经常项目收付以及结售汇，包括集中收付和轧差净额结算等，由经办银行按照“了解客户”“了解业务”“尽职审查”等展业原则办理相关手续。对于资金性质不明确的，银行应当要求主办企业提供相关单证，服务贸易等项目对外支付仍需按规定提交税务备案表。</p> <p>A类成员企业货物贸易收入（退汇和离岸转手买卖除外）可不进入出口收入待核查账户；对于退汇日期与原收、付款日期间隔在180天（不含）以上或由于特殊情况无法按规定办理原路退汇的，主办企业应当到所在地外汇局办理货物贸易外汇业务登记手续，并提供书面申请、原收入/支出申报单证、原进/出口合同、退汇合同等。</p> <p>主办企业及境内成员企业应按货物贸易外汇管理规定，及时、准确通过货物贸易外汇业务监测系统（企业端）进行贸易信贷、贸易融资等业务报告。</p> <p>银行、主办企业应当分别留存充分证明其交易真实、合法的相关文件和单证等五年备查。</p> <p>第三十二条 国内资金主账户可集中办理经常项下、直接投资、外债和境外放款项下结售汇。</p> <p>境内成员企业归集至主办企业的外商直接投资项下外汇资金（包括外汇资本金、资产变现账户资金和境内再投资账户资金），以及主办企业在经备案的集中度内融入的外债资金和收回的境外放款本息，在国内资金主账户内可以按照意愿结汇方式或支付结汇方式办理结汇手续，并遵守现行“资本项目—结汇待支付账户”和资金用途等方面的规定。</p>	<p>ない；對外貸付資金の受払に関わる場合、資金のネット流出額（つまり對外貸付残高）は、備案済の對外貸付集中度額を超過してはならない。</p> <p>第三十一条 国内資金主口座における国外との經常項目受払および人民元転・外貨転には、集中受払およびネットティングなどを含み、取扱銀行が「Know Your Customer」「Know Your Business」「デューデリジェンス」などの業務実施原則に基づき関連手続きを取り扱う。資金の性質が不明確な場合、銀行は、主幹企業に関連エビデンスを提出するよう要求しなければならない。サービス貿易などの項目の對外支払については、規定に基づき税務備案表を提出しなければならない。</p> <p>A類メンバー企業の貨物貿易収入（返金およびオフショア転売に係る売買は除く）は、輸出収入審査待機口座に入金しないことができる；返金日と元の受払日の間隔が180日以上（180日を含まず）であるあるいは特殊な状況により規定に基づき元のルートで返金できない場合、主幹企業は所在地の外管局で貨物貿易の外貨業務登記手続きを行い、併せて書面申請・元の受取/支払の申告エビデンス・元の輸出/輸入契約・返金契約などを提出しなければならない。</p> <p>主幹企業および国内メンバー企業は、貨物貿易外貨管理規定に基づき、適時・正確に貨物貿易外貨業務モニタリングシステム（企業版）を通じて貿易信用・貿易融資などの業務報告を行わなければならない。</p> <p>銀行・主幹企業は、その取引の真実・合法性を十分に証明する関連文書およびエビデンスなどを検査に備え5年間保管しなければならない。</p> <p>第三十二条 国内資金主口座は、經常項目・直接投資・外債および對外貸付に係る人民元転・外貨転を集中して行うことができる。</p> <p>メンバー企業が主幹企業に集中させた外商直接投資に係る外貨資金（外貨資本金・資産現金化口座資金および国内再投資口座資金を含む）、および主幹企業が備案済みの集中度額内で入金する外債資金および回収する對外貸付元利については、国内資金主口座内で任意人民元転方式あるいは支払人民元転方式により人民元転手続きを行うことができるが、併せて現行の「資本項目—</p>
--	---

<p>第三十三条 主办企业在办理国内资金主账户内资本项目外汇收入（含外汇和结汇所得人民币资金）支付使用时，可在承诺相关交易真实合规的前提下，凭《资本项目账户资金支付命令函》直接在合作银行办理，无需事前向合作银行逐笔提供真实性证明材料；经办银行应按照“了解客户”“了解业务”“尽职审查”等展业原则进行真实合规性审核。</p> <p>银行、主办企业应当分别留存充分证明其交易真实、合法的相关文件和单证等五年备查。</p> <p>第三十四条 主办企业应当按照《国家外汇管理局关于印发〈通过银行进行国际收支统计申报业务实施细则〉的通知》（汇发[2015]27号）进行涉外收付款申报；主办企业为财务公司或指定申报主体的，还应当按照《国家外汇管理局关于印发〈对外金融资产负债及交易统计制度〉的通知》（汇发〔2018〕24号）的规定进行申报。</p> <p style="text-align: center;"><b>第七章 监督管理</b></p> <p>第三十五条 主办企业应认真按照本规定及备案通知书内容开展业务。业务开展期间，相关事项发生变更的，应按要求及时向所在地外汇局办理变更手续。主办企业应做好额度控制，确保任一时点外债余额和境外放款余额不超过经备案的集中额度。</p> <p>主办企业及成员企业应严格按规定通过银行对跨境资金收付进行国际收支申报，并报送相关账户信息。</p>	<p>人民币元转账待機口座」および資金使途などの方面の規定を遵守しなければならない。</p> <p>第三十三条 主幹企業が国内資金主口座内の資本項目外貨収入（外貨および人民元転代わり金を含む）を支払のために使用する際には、関連取引の真実・コンプライアンス性を承諾するとの前提の下、《資本項目口座資金支払指図書》により直接協力銀行において行うことができ、事前に協力銀行に一件毎に真実性証明書類を提出する必要はない；取扱銀行は、「Know Your Customer」「Know Your Business」「デューデリジェンス」などの業務実施原則に基づき真実・コンプライアンス性審査を行わなければならない。</p> <p>銀行・主幹企業は、その取引の真実・合法性を十分に証明する関連文書およびエビデンスなどを検査に備え5年間保管しなければならない。</p> <p>第三十四条 主幹企業は、《国家外貨管理局：〈銀行を通じて国際収支統計申告業務を行うことに係る実施細則〉印刷・公布に関する通知》（匯発[2015]27号）に基づき対外受払申告を行わなければならない；主幹企業が財務公司あるいは申告主体を指定する場合、さらに《国家外貨管理局：〈対外金融資産負債および取引統計制度〉印刷・公布に関する通知》（匯発[2018]24号）の規定に基づき申告を行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第七章 監督管理</b></p> <p>第三十五条 主幹企業は、本規定および備案通知書の内容に真摯に従い業務を行わなければならない。業務実施期間中、関連事項に変更が発生した場合、要求に従い遅滞なく所在地の外管局に変更手続を行わなければならない。主幹企業は、限度額コントロールを適切に行い、いかなる時点においても外債残高および対外貸付残高が備案済の集中限度額を超えないよう保証しなければならない。</p> <p>主幹企業限度額およびメンバー企業は、規定に厳格に従い銀行を通じてクロスボーダー資金受払について国際収支申告を行い、併せて関連口座情報を送信・報告しなければならない。</p>
---	---

第三十六条 合作銀行對跨國公司跨境資金集中運營業務及提交的材料，應做好真實性和合規性審核，做好資金流動的監測和額度管理。

第三十七條 合作銀行應與跨國公司聯合制定跨境資金集中運營業務的內部管理規章制度，包括但不限於業務模式、操作流程、內控制度、組織架構、系統建設、風險防控措施、數據監測方式以及技術服務保障方案等內容，並留存備查。

第三十八條 合作銀行應按規定及時、完整、準確地報送相關賬戶信息、國際收支申報、境內資金劃轉、結售匯等數據，審核企業報送的業務數據，協助做好非現場監測。

第三十九條 分局應採取下列措施確保跨國公司跨境資金集中運營管理工作平穩有序，政策落到實處：

（一）應按“誰備案，誰負責”的原則，定期或不定期進行風險評估。在評估過程中，發現銀行或企業違反有關規定的，應要求其限期整改，必要時暫停相關業務。

（二）強化非現場監測與現場核查檢查。充分利用跨境資金流動監測與分析系統和資本項目信息系統等現有外匯管理系統，建立跨國公司名單，全面分析跨國公司跨境資金集中運營業務項下相關跨境收支、結售匯及賬戶管理等情況，加強對相關業務的跟蹤分析監測。

（三）做好銀行、企業風險提示和業務指導工作。採取有效措施滿足企業真實合理

第三十六條 協力銀行は、多国籍企業のクロスボーダー資金集中運用業務および提出書類に対して、真実性およびコンプライアンス性審査を適切に行い、資金流動のモニタリングおよび限度額管理を適切に行わなければならない。

第三十七條 協力銀行は、多国籍企業と共同でクロスボーダー資金集中運用業務の内部管理規則・制度を制定し、併せて検査に備え保存しなければならない。当該規則・制度には、業務モデル・オペレーションフロー・内部統制制度・組織構成・システム構築・リスク防止コントロール措置・データモニタリング方式および技術サービス保障方案などの内容を含むがこれに限らない。

第三十八條 協力銀行は、規定に基づき適時・完全・正確に関連口座情報、国際收支申告、国内資金振替、人民元転・外貨転などのデータを送信・報告し、企業が送信・報告した業務データを審査し、オフサイトモニタリングの適切な実施に協力しなければならない。

第三十九條 分局は、以下の措置を講じて多国籍企業のクロスボーダー資金集中運用管理業務の平穩および秩序を確保し、政策を実務に落とし込まなければならない：

（一）「備案主体が責を負う」との原則に基づき、定期あるいは不定期にリスク評価を行わなければならない。評価の過程において、銀行あるいは企業の関連規定への違反を発見した場合、期限内に是正し、必要な場合は関連業務を暫時停止するよう要求しなければならない。

（二）オフサイトモニタリングおよび現場検証・検査を強化する。クロスボーダー資金流動モニタリングおよび分析システムならびに資本項目情報システムなどの既存の外貨管理システムを十分に利用し、多国籍企業リストを作成し、多国籍企業のクロスボーダー資金集中運用業務項目の関連クロスボーダー受払・人民元転/外貨転および口座管理などの状況を全面的に分析し、関連業務に対する追跡・分析・モニタリングを強化する。

（三）銀行・企業へのリスク注意喚起および業務指導を適切に行う。有効な措置を

需求，督促银行建立操作规程和内控制度，提供必要的技术服务保障。必要时，可要求主办企业对跨境资金集中运营业务的合规性等进行审计。

第四十条 主办企业货物贸易分类结果降为B、C类，所在地外汇局将通知跨国公司变更主办企业并重新提交申请材料；其他成员企业货物贸易分类结果降为B、C类，主办企业应终止其业务，并向所在地外汇局进行成员企业变更。

第四十一条 跨国公司主办企业及成员企业应依法依规开展跨境资金集中运营业务，违规行为将按照《外汇管理条例》等相关法规进行查处。

### 第八章 附则

第四十二条 跨国公司主办企业和成员企业原则上不得重复申请跨境资金集中运营备案。

第四十三条 国家外汇管理局可根据国家宏观调控政策、国际收支形势及业务开展情况，对跨国公司跨境资金集中运营业务相关政策进行调整。对于不符合本规定关于成员企业资格、额度等要求的情形，允许由主办企业所在地分局视具体情况，根据风险可控的原则，按照规定程序集体审议决定。

第四十四条 本规定自发布之日起实施，由国家外汇管理局负责解释。《国家外汇管理局关于印发〈跨国公司外汇资金集中运营管理规定〉的通知》（汇发〔2015〕36号）同时废止。

講じて企業の真実かつ合理的ニーズを満たし、銀行がオペレーション規程および内部統制制度を構築するよう促し、必要な技術サービス保障を提供する。必要な際には、主幹企業がクロスボーダー資金集中運用業務のコンプライアンス性などについて監査を行うよう要求することができる。

第四十条 主幹企業の貨物貿易分類結果がB・C類に降格した場合、所在地の外管局は、主幹企業を変更し、併せて新たに申請書類を提出するよう多国籍企業に通知する；その他のメンバー企業の貨物貿易分類結果がB・C類に降格した場合、主幹企業は、当該業務を終了し、併せて所在地の外管局にメンバー企業の変更を行わなければならない。

第四十一条 多国籍企業の主幹企業およびメンバー企業は、法に基づきコンプライアンスに準拠してクロスボーダー資金集中運用業務を行わなければならないが、規定違反行為は、《外貨管理条例》などの関連法規に調査・処分する。

### 第八章 附則

第四十二条 多国籍企業の主幹企業およびメンバー企業は、原則、クロスボーダー資金集中運用についての備案を重複して申請することはできない。

第四十三条 国家外貨管理局は、国家のマクロコントロール政策・国際収支情勢および業務実施状況に基づき、多国籍企業クロスボーダー資金集中運用業務に関わる政策を調整することができる。本規定のメンバー企業の資格・限度額などに関する要求に合致しない状況に対して、主幹企業の所在地の外管局は、具体的な状況を見て、リスクコントロール可能との原則に従い、規定の手順に基づき集団審議により決定することを許可する。

第四十四条 本規定は公布日より実施し、国家外貨管理局が解釈の責を負う。《国家外貨管理局：〈多国籍企業の外貨資金集中運用に係る管理規定〉印刷・公布に関する通知》（匯發[2015]36号）は、同時に廃止する。